

資金移動業者の口座への賃金支払について

令和4年10月4日 スタートアップ・イノベーションWG

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

資金移動業者の口座への賃金支払の概要とこれまでの経緯

令和4年4月19日規制改革推進会議
スタートアップ・イノベーションWG資料
(一部時点更新)

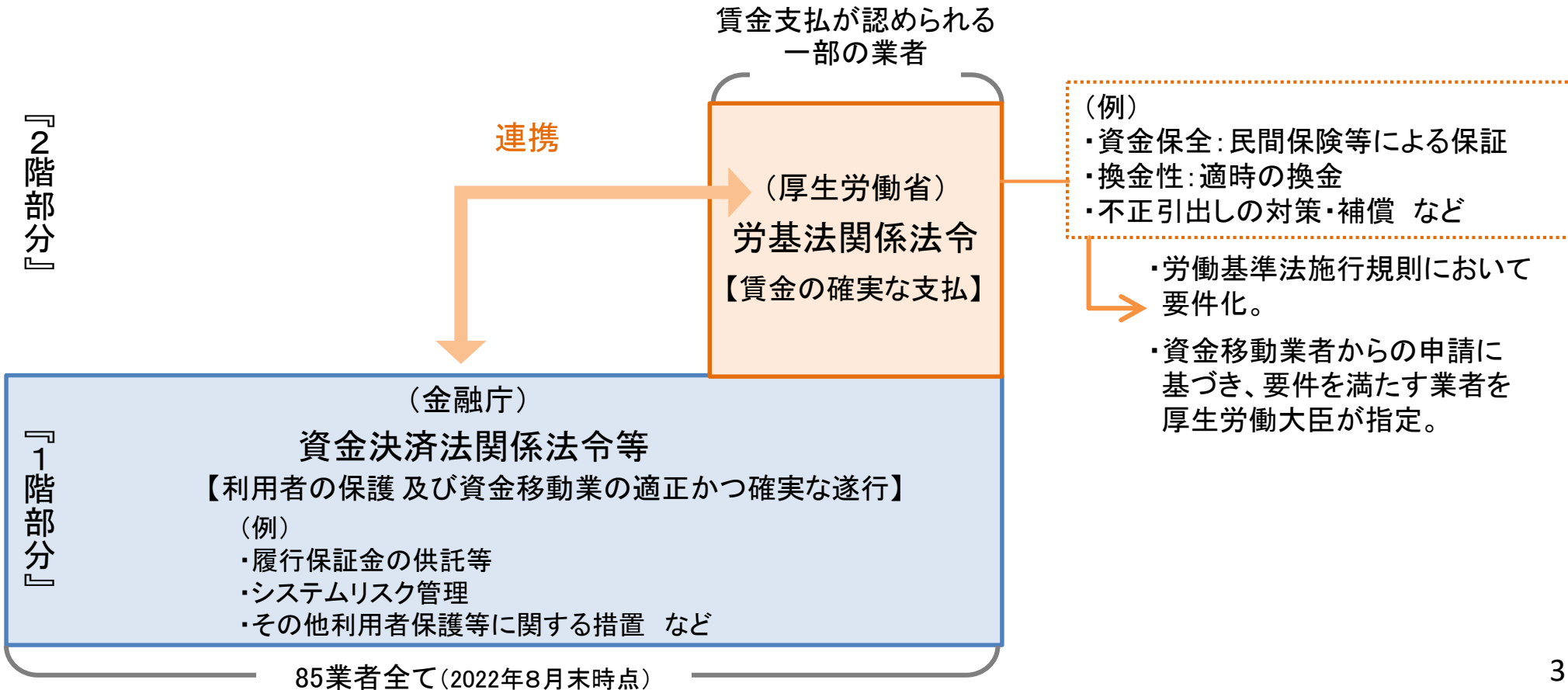
- 賃金は通貨払いが原則(労働基準法第24条)。ただし、労働者が同意した場合には、その例外として、
 - ①銀行口座と②証券総合口座への賃金支払が認められている(労働基準法施行規則第7条の2)。
- ⇒ 賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合、労働基準法施行規則の改正が必要。
- (参考)新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)(抄)
- 資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

令和2年8月27日	労働政策審議会労働条件分科会における議論①
令和3年1月28日	労働政策審議会労働条件分科会における議論②
令和3年2月15日	労働政策審議会労働条件分科会における議論③
令和3年3月16日	労働政策審議会労働条件分科会における議論④
令和3年4月5日	規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ
令和3年4月19日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑤ ⇒ 制度設計案(骨子)と論点を提示して議論
令和4年3月25日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑥ ⇒ 追加で検討中の内容を提示して議論
令和4年4月19日	規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ
令和4年4月27日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑦ ⇒ 具体的な検討の方向性を提示して議論
令和4年5月27日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑧ ⇒ 具体的な検討の方向性を提示して議論
令和4年9月13日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑨ ⇒ 追加で具体的な検討の方向性を提示して議論

資金移動業者の口座への貸金支払を認める場合に必要な規制のイメージ

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したものです。

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 仮に資金移動業者の口座への貸金支払を認める場合には、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「貸金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。



資金移動業者の口座へ賃金支払を行う場合の制度設計案（骨子）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したもの。

(1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができるものとする。

※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。

※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。

(2) 次の①～⑤の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

(指定の要件)

- ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
- ② 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ③ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
- ④ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- ⑤ ①～④のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑤の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑤の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

**令和4年9月13日 労働政策審議会
労働条件分科会 資料No.1 抜粋（一部加工）**

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(1) 労働者の同意

主な意見

資金移動業者の口座への賃金支払を強制されず、労働者が自由意思に基づき同意できることが必要。

現金か資金移動業者の口座の2択しか提示されない場合、事実上強制されるおそれがある。

選択肢の提示について、形式だけでなく、労働者の自由意思が担保されることが必要。

滞留規制やアカウントの有効期限など、銀行口座等との違いを理解した上で同意できることが必要。

労働者の同意を取る際の説明に当たり、使用者の負担にも配慮すべき。適切な情報提供を行うため、本人同意のひな形をつくるべきではないか。

具体的な検討の方向性

- 使用者は、労働者の同意を得た場合には、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座であり、賃金支払口座としての要件を満たす口座への賃金支払ができるものとする。
- その際、使用者は、労働者に対し、銀行口座又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択肢として提示する(提示する選択肢として、現金か資金移動業者の口座かの2択は認められないこととする)とともに、資金移動業者の口座への賃金支払について必要な事項(※)を説明の上、労働者の同意を得なければならないこととする。
 ※ 滞留規制、破綻時の保証、不正引出の補償、換金性、アカウントの有効期限等
- さらに、使用者が選択する賃金支払手段に関して、銀行口座等と同様に、「取扱資金移動業者は、その所在状況等からして1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること」とする。
- 資金移動業者の口座への賃金支払についての必要な事項の説明に当たっては、使用者の負担にも配慮する観点から、たとえば、破綻時の保証方法や労働者の利用実績を踏まえた給与振込額とする必要があることなどを記載した労働者の同意書の様式例を作成する。また、労働者への説明については、使用者から資金移動業者に委託することも考えられる。
- 使用者が、形式的に労働者に選択肢を提示していたとしても、実質的には資金移動業者の口座への賃金支払を労働者に強制している場合には、労働基準法第24条違反となる旨を同意書の様式例に記載する。
- 使用者が、労働者の同意なく、資金移動業者の口座に賃金支払を行った旨、労働者から申告があった場合には、労働基準監督署において適切に対応する。

(1) 労働者の同意

主な意見	具体的な検討の方向性
<p>賃金支払が認められた場合、預金口座のように資金の滞留が生じうるが、為替取引を念頭においた規制でよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意書の様式例に、資金移動業者の口座の性質や、労働者の利用実績を踏まえた給与振込額とする必要があることなどを記載し、資金決済法において想定している為替取引の範囲内での利用となるようにする。 ○ 同意書だけでなく、賃金のうち大半の額を銀行口座、一部の金額のみを資金移動業者口座に振り込む例などを記載したリーフレット等を作成し、周知する。
<p>外国人労働者も銀行口座等との違いを理解の上で、同意することが必要。</p> <p>制度の周知に当たっては、使用者が制度を理解することが重要であり、パンフレット等のみならず、説明会の開催等も検討して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者も制度を利用できるよう、労働者の同意書や周知のパンフレット等について、外国語のバージョンも作成する。 ○ 使用者側が制度を理解することができるよう、制度化後に、パンフレットの他、どのような周知方法が効果的か検討する。
<p>銀行口座等への振込と同様に、労使協定を締結する取扱とすることが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場内でのルール設定をする際、銀行口座等と同様に、①対象労働者の範囲、②対象となる賃金の範囲及びその金額、③取扱資金移動業者の範囲、④実施開始時期などについて、労使協定を締結することとする。
<p>労働者の同意の際には、振込エラー対策の観点から、必要な情報を確認するとともに、回避先の口座を予め設定しておくことが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者同意の際には、銀行口座等と同様に、①希望する賃金の範囲及び金額、②資金移動業者名、アカウントID、③振込開始時期を確認する。 ○ 上記に加えて、資金移動業者の口座への賃金支払固有の事項として、破綻時の保証の受取方法(代替口座情報等)や、振込エラー対策の観点から必要な労働者の情報(例:電話番号、生年月日)、受入上限を超える場合の受取方法(代替口座情報等)等、銀行口座等と比べて付加的な事項を確認する。

(2) 資金移動業者の指定要件

主な意見	具体的な検討の方向性
<p>労働者保護に欠けることがないように、銀行口座と同等又は同程度の仕組みとすることが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者の口座への賃金支払に当たっては、代替措置も含めて、銀行口座と同等又は同程度の労働者保護が図られるようにする。
<p>資金移動業の種類のうち、第1種や第3種については、賃金支払口座として不適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①第1種(高額類型)は、送金額・送金日・送金先が明確の場合のみ資金を受け入れ、ただちに送金が必要であることや、②第3種(少額類型)は、利用者資金の保全方法として供託等だけでなく預金管理も可能となっていることを踏まえ、賃金支払口座は、第2種に限定する。
<p><資金保全> 破綻時に、賃金支払口座の残高全額が支払われることが前提。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2種のうち、口座残高上限額を100万円以下に設定している(又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じている)資金移動業者に限定することで、破綻時に、労働者の口座残高全額を速やかに労働者に保証することとする。 ○ 100万円を超えた場合には、当日中に、労働者の資金移動業者の口座からの出金(資金移動業者の銀行口座から労働者の銀行口座への振込指図及び労働者の資金移動口座残高からの減算)を行うこととし、送金先は、労働者が予め指定する銀行口座又は証券総合口座とする。 <p>※ 資金移動業者の指定要件としては、破綻時に十分な額が早期に労働者に支払われる必要があるが、そのための保証スキームについては、必ずしも保証機関が介在する必要はなく、たとえば銀行が保証するなどの方法も考えられる。いずれにしても、破綻時の保証について労働者が理解の上で同意できるよう、同意書の様式例を作成する。</p>
<p>アカウントの有効期限について、銀行並びで10年間は確保すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最後に口座残高が変動した日から、少なくとも10年間はアカウントが有効であることを要件とする。

(2) 資金移動業者の指定要件

主な意見	具体的な検討の方向性
<p><不正引出の補償> 業界の取組も含め、インターネット・バンキングと同等となるようにすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット・バンキングにおける全銀協申し合わせと同一の要件を担保するため、無過失の場合には、全額補償することとし、損害発生時の資金移動業者への通知期限は最低でも損害発生日から30日以上は確保することとする。 ※ 全銀協申し合わせは業界の取組である一方、賃金支払を認める資金移動業者は、業界の取組に加え、法令上の要件として、厚生労働省が要件充足の有無を審査して指定を行い、指定後も要件を充足しなくなった場合には指定を取り消すといった法的な効果が生ずる。 ※ 全銀協においては、インターネット・バンキングにおける補償状況等を公表。日本資金決済業協会においても、8月から同様の取組を実施。 ○ インターネット・バンキングでは過失の場合は個別対応となっていることを踏まえ、過失の場合に一律に補償しないこととしている事業者は指定しないこととする。
<p><換金性> 出金は1円単位とし、月1回程度無料で出金できることが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により、資金移動業者の口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができることとする。また、資金移動業者の口座への資金移動が1円単位でできることとする。 ※ 換金(出金)の単位については、銀行口座では取扱が定められていないが、証券総合口座では1円単位となっている。手数料の負担については、銀行口座及び証券総合口座では取扱が定められていない。

(2) 資金移動業者の指定要件

主な意見	具体的な検討の方向性
<p>＜報告体制＞ 保証機関に監督官庁はないが、どのように資金保全の実効性を担保するのか。契約の形式的な確認では不十分ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者だけでなく、資金保全に関わる保証会社・保険会社等に関しても、「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」を求めることとし、資金移動業者は、保証会社・保険会社等から、「資金保全について厚生労働省から求められた際の適時の報告」に関する同意書を取得し、申請時にこれを提出することとする。 ○ 指定後も、厚生労働省において、資金保全に関わる契約の内容だけでなく、報告に基づき、資金移動業者、資金保全に関わる保証会社・保険会社等の賃金の支払に関する業務の実施状況や財務状況等も確認する。これらの者が、厚生労働省から求められても報告を行わない場合には、「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」を有さないとして、資金移動業者の指定取消を検討することとする。（指定要件の審査については、P11で後述）
<p>＜技術的能力・社会的信用＞ 資金移動業者の口座への賃金支払に当たっては、振込エラー対策を行うことが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者が、賃金支払に当たって入金できない場合の振込エラー対策や、労働者が指定する口座が適切か（実在性や、賃金支払口座の要件を満たすものか）確認する措置を講じていることを指定要件とする。
<p>労基則の指定要件だけでなく、資金決済法に基づく金融庁の対応も確認して指定・指定取消を判断すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金決済法に基づく行政処分（業務改善命令や業務停止命令）がなされていないことも含め労基則の指定要件とする。
<p>資金移動業者については、決済情報が多い等、把握する個人情報の内容や量が異なる。個人情報保護法に加えて、上乘せの規制を検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者には、銀行等と同様に、個人情報保護法令や各種ガイドライン等に基づき、個人利用者情報の安全管理措置等を講じることが求められているが、これに加えて、個人情報の厳格な取扱いについて、第三者機関による認証（「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」等）を取得していることを指定要件とする。

(3) 厚生労働省による指定・指定取消

主な意見	具体的な検討の方向性
<p>指定要件を満たさなくなった場合に、指定取消はあるのか。</p>	<p>○ 指定取消は、資金移動業者の口座への賃金支払を利用する労使にとって影響が大きいことから、指定を受けた資金移動業者が指定要件を満たさなくなった場合に、実際に指定取消を行うに当たっては、要件未充足の程度や、改善の見込みも含めて総合的に判断する。なお、指定取消は、不利益処分に該当するため、行政手続法に定める手続に則った対応が必要。</p>
<p>2階部分の指定要件の充足性について、厚生労働省において、把握・判断できるのか。</p>	<p>○ 厚生労働大臣による指定に当たっては、資金移動業者から提出された指定要件を満たすことを示す書類(資金保全の契約や利用規約など)を確認するだけでなく、資金移動業者や、資金保全に関わる保証会社・保険会社等も含め、必要に応じてヒアリングを行う。その際、保証会社等が一時的な資金需要にどのように対応するのか(たとえば一時的に必要な資金額を調達する契約を金融機関と締結するなど)について、審査を行い、指定後においても、定期的に確認する。</p> <p>○ 具体的な指定要件が決定され次第、施行までの間に、指定要件の確認等に当たって必要な体制を確保する。</p>
<p>金融庁とどのように連携するのか。</p>	<p>○ 2階部分の指定・指定取消に当たっては、基本的には資金移動業者等から申請・報告された情報に基づき、厚生労働省において審査・対応する。</p> <p>○ 指定要件が決定しない限り、金融庁との連携の場面を個別具体的に示すことは困難であるが、必要な場合には情報連携を行う。少なくとも、現時点で想定されるケースは、例えば以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定時及び指定後の定期的な報告の際に、資金移動業者から厚生労働省に提出された内容について、行政処分(業務改善命令や業務停止命令)がなされていないかなど、指定要件に関連する事項を確認する。 ・ 指定を受けた資金移動業者に対して金融庁が行政処分(業務改善命令や業務停止命令)を行う際や指定資金移動業者が資金移動業を廃止する際にも、金融庁と情報連携する。

(4) その他(制度普及の観点等)

主な意見	具体的な検討の方向性
<p>保証の範囲を明確化する等の観点から、賃金支払専用の口座を設けることが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者が普段利用している口座(アカウント)に賃金を振り込んで欲しいというニーズも想定されることから、賃金支払専用の口座を設けることを資金移動業者の指定に当たって必須の要件とはしない。 ○ 一方、各資金移動業者において賃金支払専用の口座を設けることや、使用者がそのような口座を有する資金移動業者と契約することは妨げられるものではない。
<p>銀行振込の支払実務(全銀システムの統一フォーマットや元請銀行による振込、データ訂正や取消の手順等)となるべく変わらない形で制度化して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者の全銀システム参入については、別途検討されているものと承知しているが、資金移動業者の口座への賃金支払の実務については、制度の具体的な内容が決定され次第、資金移動業者において、使用者が導入しやすいシステムとなるよう検討することが想定される。 ○ いずれにしても、各企業において、賃金支払に係る実務や手数料、労働者のニーズなども踏まえつつ、導入するか否かを選択することとなると考えられる。
<p>資金移動業者から厚生労働大臣への報告について、厚労省ウェブサイトに掲載するなど、労使に周知して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣による指定の際には、指定された資金移動業者名に加えて、保証スキームに関する情報(関与する会社名等)や、賃金支払の対象となる口座(アカウント)の種類などについて、厚労省ウェブサイトでも公表する。 ○ また、金融庁による行政処分(業務改善命令や業務停止命令)が行われた際には、厚労省ウェブサイトでも周知する。上記以外の内容については、指定要件確定後に、具体的な報告事項が決まり次第、掲載内容等についても検討する。